

同居者等に感染者等が発生した場合の対応基準

令和2年7月29日 現在

同居者等に感染者等が発生した場合の対応については、下記1及び2の対応を基本とするが、個々の事案の対応に係る重要性に鑑み、事案が発生した場合は、リスク管理室へ対応について必ず確認を行わなければならない。

リスク管理室への連絡・確認は、メールによるものとする。（メールアドレス:risk@okinawa-ct.ac.jp）

1. 同居者に感染者等が発生した場合の対応基準

同居者の発生事象	【 学 生 】			【 教職員 】
	通学生	寮 生		
		帰省先同居者との最終接触日から(※②)		
		14日以内	15日以上経過	
感 染	沖縄県衛生主管部局の指示に従う			
濃厚接触	同居者のPCR検査判明まで → 「出席停止」	同 左	登校可	同居者のPCR検査判明まで → 「職務専念義務免除」又は 「在宅勤務」
	同居者のPCR検査「 陰性 」 → 判定の翌日より登校可	同 左		同居者のPCR検査「 陰性 」 → 判定の翌日より出勤可
	同居者のPCR検査「 陽性 」 → 沖縄県衛生主管部局の指示に従う	同 左		同居者のPCR検査「 陽性 」 → 沖縄県衛生主管部局の指示に従う
感染の疑い (※①)	同居者のPCR検査判明まで → 「出席停止」	同 左	登校可	同居者のPCR検査判明まで → 「職務専念義務免除」又は 「在宅勤務」
	同居者のPCR検査「 陰性 」 → 判定の翌日より登校可	同 左		同居者のPCR検査「 陰性 」 → 判定の翌日より出勤可
	同居者のPCR検査「 陽性 」 → 沖縄県衛生主管部局の指示に従う	同 左		同居者のPCR検査「 陽性 」 → 沖縄県衛生主管部局の指示に従う

2. 身近な者(※③)に感染者等が発生した場合の対応基準

身近な者の発生事象	【学 生】		【教職員】	
	身近な者との最終接触日から(※②)		身近な者との最終接触日から(※②)	
	14日以内	15日以上経過	14日以内	15日以上経過
感 染	自身が医療機関又は保健所に相談を行い、その指示に従う			
濃厚接触	身近な者のPCR検査判明まで → 「出席停止」	登校可	身近な者のPCR検査判明まで → 「職務専念義務免除」又は 「在宅勤務」	出勤可
	身近な者のPCR検査「 陰性 」 → 判定の翌日より登校可		身近な者のPCR検査「 陰性 」 → 判定の翌日より出勤可	
	身近な者のPCR検査「 陽性 」 → 自身が医療機関又は保健所に相談を行い、その指示に従う		身近な者のPCR検査「 陽性 」 → 自身が医療機関又は保健所に相談を行い、その指示に従う	
感染の疑い (※①)	身近な者のPCR検査判明まで → 登校可	登校可	身近な者のPCR検査判明まで → 出勤可	出勤可
	身近な者のPCR検査「 陰性 」 → 登校可		身近な者のPCR検査「 陰性 」 → 出勤可	
	身近な者のPCR検査「 陽性 」 → 自身が医療機関又は保健所に相談を行い、その指示に従う		身近な者のPCR検査「 陽性 」 → 自身が医療機関又は保健所に相談を行い、その指示に従う	

※①：PCR検査を受けることとなった場合は、「感染の疑い」の発生事象に該当。

※②：最終接触日の翌日を日数計算の起算日とする。

※③：同居していない者で、定期的に接触している者、一定の期間を経て複数回接触している者、アルバイト勤務先の者等。